



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2022年
No.10
事例2

疑義照会・処方医への情報提供

病態禁忌



事例

【事例の詳細】

患者にゾルピデム酒石酸塩錠10mg「テバ」が処方された。患者から肝障害があることを聴取していたため、処方医に肝障害の重症度を確認したところ、肝硬変であることが分かった。ゾルピデム酒石酸塩は重篤な肝障害のある患者に禁忌であることを処方医へ伝えた結果、トリアゾラム錠0.25mg「日医工」に変更になった。

【推定される要因】

処方医は、ゾルピデム酒石酸塩が重篤な肝障害のある患者に禁忌であると認識していなかった可能性がある。

【薬局での取り組み】

患者の病態や腎機能、肝機能等を把握したうえで、処方監査を行う。



その他の 情報

ゾルピデム酒石酸塩錠5mg/10mg「テバ」の添付文書 2022年7月改訂(第11版)(一部抜粋)
【禁忌】(次の患者には投与しないこと)
(2) 重篤な肝障害のある患者〔代謝機能の低下により血中濃度が上昇し、作用が強くあらわれるおそれがある。〕



事例の ポイント

- 肝障害のある患者にゾルピデム酒石酸塩が処方された場合は、重篤な肝障害のある患者に禁忌であることを処方医に情報提供したうえで、肝障害の重症度を確認する必要がある。
- 薬剤師は、処方された薬剤の病態禁忌に患者が該当するか否かを検討するために、日頃から患者の既往歴・現病歴や検査値などを把握しておくことが重要である。
- 本事業部が運営している医療事故情報収集等事業は、第69回報告書(2022年6月公表)の「再発・類似事例の分析」で「禁忌薬剤の投与(医療安全情報No.86)」を取り上げ、医療機関から報告された事例の内容、背景要因、改善策などを掲載している。
https://www.med-safe.jp/pdf/report_2022_1_R001.pdf



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281 (直通) FAX：03-5217-0253 (直通)
<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。